

福井市公害防止条例に基づく届出に必要な書類一覧

提出書類

様式第1号（設置届出書）・付近見取図 + 別紙1～3（共通） + 別紙4～12（該当するもの）

※正副2部。施設の仕様書等がある場合は添付し、全体を A4 に揃えて綴じてください。

別紙4～12（該当するもののみ提出）

分類	規則別表 第1の番号	届出に記載する施設等	別紙
騒音 振動	1	定格出力が2.25kw以上の原動機を使用する機械・設備等 【例：圧縮機、送風機、集じん機、各種工作機械、ポンプ、発電機等】	10
	2	定格出力が2.25kw未満の原動機を使用する機械・設備等 ※次に掲げる工場又は事業場のみ	
	(1)	織物工場、レース編工場、ねん糸工場又はサイジング工場 【例：織機（付属機械及び関連機械を含む）、紡績機械、ねん糸機、サイジングマシン、メリヤス機械等】	
	(2)	印刷所又は製本所	
	(3)	木工所又は製材（チップ製造を含む）所 【例：ドラムバーカー、碎木機、のこ盤、かな盤、チップパー等】	
	(4)	鉄工所又は板金作業を行う工場 【例：金属加工機械、走行クレーン等】	
粉じん	3	鉱物（コークスを含む）又は土石、砂類の堆積場（堆積場の面積が500㎡以上のもの）	6
	4	粉末状の原料（チップ及びおがくずを含む）等の貯蔵施設及び運搬施設	
	5	打綿機又は製綿機	
大気	6	ボイラー（伝熱面積5㎡以上のもの）	4,5
	7	廃棄物焼却炉 （火格子面積が1㎡以上又は焼却能力が100kg／時以上のもの）	
水質	8	公共用水域に排出する1日当たりの平均的な排出水の量が30m ³ 以上（※下水道への排出水の量は除く）である工場又は事業場。事業の用に供する汚水等発生施設、汚水等処理施設及びし尿処理施設等	7,8,9
悪臭	9	次の家畜飼養事業場の飼養施設、飼料調理施設及びふん尿の処理施設 ・市街化区域：牛1頭以上、豚1頭以上、鶏100羽以上 ・それ以外の区域：牛10頭以上、豚50頭以上、鶏1000羽以上	11